

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）	5
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	8
○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）	10
○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）	10

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 6（略）

7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

一 5（略）

六 その他政令で定める事項

8 15（略）

（個人番号とすべき番号の生成）

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3（略）

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）がある場合において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合において「準法定事務」という。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2（略）

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に

関係する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができ、当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 (略)

5 前項の規定により個人番号を利用することができるとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

6 (略)

第十二条 (個人番号利用事務実施者等の責務)
失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。は、個人番号の漏えい、滅

第十四条 (提供の要求)

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五の二第一項、第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の七第一項の規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十九条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

(個人番号カードの発行等)

第十六条 第二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第三項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票。以下この項及び第四項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合）は、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長（領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができ。）

3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができ。）

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した場合に

5 は、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。
市町村の長に對し、当該個人番号カードを送付するものとする。

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長(次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。)

2 前条第一項の申請(同条第三項の申出をした者に係るものを除く。)が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて前項第二号に掲げる措置をとることができる。

3 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前二項の規定により交付市町村長に代わつて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届出と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

6 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第十項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

8 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

9 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

10 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

11 国外転出者に対する第七項、第八項及び前項の規定の適用については、第七項中「その変更があつた日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第八項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。

(特定個人情報の提供の制限)
第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一七 (略)

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。)のうち特定個人番号利用事務(同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)を処理する者として主務省令で定めるもの(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを利用する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣(法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に對し、当該利用特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの)を保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務の実施者(以下この号及び同条において同じ。)に對し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報であつて当該事務の内容に應じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

十 十七 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報の記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報の提供が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 (略)

前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構(第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあっては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構)を通じて内閣総理大臣に對して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に對して通知する方法により行うものとする。

3 8 (略)

2 (利用特定個人情報提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一條第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報提供を提出しなければならない。

2 (略)

2 (特定個人情報保護評価)

第二十八條 行政機関の長等は、特定個人情報保護ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報保護ファイルに「評価書」というものを公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報保護ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報保護ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報保護ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報保護ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報保護ファイルに記録された特定個人情報保護委員会規則で定める事項

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報保護ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。

3 委員会は、評価書の内容、第三十五條第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報保護ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四條第一項の規定による通知があつたものとみなす。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四條第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行つていない特定個人情報保護ファイルに記載された情報を第十九條第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報保護ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

2 (指定都市の特例)

第四十三條 (略)

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

第四十七條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)(抄)

(請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定)

第三条 法第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求をしようとする者は、その者の個人番号及び当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した請求書(以下この条において「個人番号指定請求書」という。)を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長(以下「住所地市町村長」という。)に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 前項の場合において、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者に対し、当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

6 7 (略)

(職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定)

第四条 (略)

2 前項の場合においては、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者に対し、当該指定をしようとする理由及びその者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、当該個人番号カードの返納を求める旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(個人番号とすべき番号の生成の求め)

第七条 法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、総務省令で定めるところにより、当該市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に当該住民票コード及び当該生成を求める旨の情報を送信する方法により行うものとする。

(個人番号とすべき番号の構成)

第八条 法第八条第二項の規定により生成される個人番号とすべき番号は、機構が同条第三項の規定により設置される電子情報処理組織を使用し、作為が加わらない方法により生成する次に掲げる要件に該当する十一桁の番号及びその後につけられた一桁の検査用数字(個人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、当該十一桁の番号を基礎として総務省令で定める算式により算出される零から九までの整数をいう。第三号において同じ。)により構成されるものとする。

一 住民票コードを变换して得られるものであること。

二 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

三 他のいずれの個人番号(法第七条第二項の従前の個人番号及び個人番号とすべき番号を含む。)を構成する検査用数字以外の十一桁の番号とも異なること。

(個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

一 (略)

二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下この条、次条第五項及び第十三条の二において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

2 (略)

第十三条 (個人番号カードの発行及び交付)
(略)

2 4 住所都市町村長は、病氣、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所都市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。

一 (略)
二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの。

三 当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であつて主務省令で定めるもの。
(略)

第十五条 (個人番号カードの返納)
法第十七条第七項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)
三 次条第一項の規定により個人番号カードの返納を命ぜられたとき。
(略)

第二十七条 (情報提供用個人識別符号の取得)
情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該取得に係る取得番号及び当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他デジタル庁令で定める事項(次項において「通知事項」という。)を通知するものとする。
(略)

第十四条 (指定都市の区及び総合区に対する法の適用)
(略)
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次条において単に「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
(表 略)

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)
第十四条 (略)
2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
(表 略)

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一（略）

二 氏名

三 住所（国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出（次号及び第七号において「国外転出届」という。）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨）

四（略）

五 出生の年月日

六 男女の別

七（略）

（転入届）

第二十二條 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転入をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。）

七（略） 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2（略）

（転出届）

第二十四條 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）

第二十四條の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2（略）

7（略）

（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）
第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の

都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九條第一項の規定により個人番号を利用することができるとする事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に求めが あつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2・3 (略)

第三十條の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報の提供（

第二項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 (略)

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九條第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めが あつたとき。

三 (略)

2 (略)

第三十條の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 (略)

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九條第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めが あつたとき。

三 (略)

2 (略)

第三十條の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 (略)

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九條第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めが あつたとき。

三 (略)

2 (略)

（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）

第三十条の四十四の七 機構は、準法定事務処理者から第三十条の十五の二第一項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2・3 (略)

○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

（日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除）

第八条の二 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民としての住民票」という。）を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票（次項において「外国人住民としての住民票」という。）（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

2 (略)

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第十三条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 (略)
- 四 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- 六 (略)

第二十三条 第十六条乃至第二十一条の規定によつて、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は国籍を失つた者も、同様である。